

米・英における推知報道問題

—— 両国における規制の限界と日本への示唆 ——

大 西 健 司

1 本稿の課題

日本では、少年法61条による推知報道の規制¹⁾がもたらす報道の自由と少年の利益との衝突の問題（以下「推知報道問題」という。）を巡り、その規制の趣旨を少年の成長発達権の保障に求める成長発達権保障説が有力に主張されている。一方で、現行少年法の母国である米国²⁾では、後述のように、推知報道問題が少年裁判所の創設理念に由来する政策上の問題として把握されるところ、少年法61条の目的を非行少年の人権保障に求める立場（以下「人権保障説」という。）が有力な日本の議論状況は米国のそれと対照的な様相を呈している。他方、日本と同様に推知報道に関して法律上に明文の禁止規定を置きつつ、その実効性の担保を刑罰によって図る英国においては、日本と同じく規制の根拠を少年の人権保障に見いだす理解が有力でありながらも、報道の自由との衡量において少年の人権が占めうる重み（weight）には大きな限界が存在する。国内において成長発達権保障説の当否をめぐるさまざまな議論が展開される中、これら米・英両国の議論状況を概観し、分析することは、成長発達権説の意義と課題を明らかにする上で有益な示唆をもたらすものと思われる。

以上の観点から本稿は、はじめに米国における推知報道問題をめぐる議論状況に焦点を当て、同国の裁判所が報道の自由と少年の利益と衝突の問題に

ついでに直接判断を下した初の事例として重要な意義を有する Smith 判決³⁾ をとりあげつつ、それに関連する諸議論を概観する(2)。次に、推知報道規制をめぐる英国の法制と判例の現状を同国における人権保障説の限界という観点から分析し、そこから浮かび上がってくる日本の推知報道規制を巡る議論や成長発達権保障説への示唆を明らかにする(3)。

2 米国の議論状況

(1) 少年裁判所の創設と匿名性保護の根拠

米国において、犯罪を犯した少年（以下、日本法の用語法に倣い「犯罪少年」という。）に対する匿名性（anonymity）の保護が要請されることとなった経緯は、同国における少年裁判所の創設にさかのぼる。

周知のとおり、1899年にいわゆる革新主義運動の下でイリノイ州シカゴにおいて同国初の少年裁判所が設立されたが、その原動力の1つとなったのは、犯罪少年に対する処遇を刑事罰から国親（パレンス・パトリエ）による救済へと転じる政策転換であった⁴⁾。そして、この政策転換の背後には、犯罪とは自由意志の所産というよりむしろ環境的要因が生起せしめるものであるとする決定論（determinism）の影響があり⁵⁾、これによって、犯罪少年に必要なものとは犯罪行為に対する応報的な処罰ではなく更生ないし社会復帰（rehabilitation）を図ることであるとの認識が広く普及するに至った。

犯罪少年の匿名性の保護は、このパレンス・パトリエによる救済としての、少年の更生のための手段の1つとして位置づけられるものである。すなわち、可塑性に富む少年を犯罪者というある種の烙印（スティグマ）から保護することで、彼（彼女）の更生ないし社会復帰を促すことが、米国の少年裁判所法制における匿名性保護の根拠であるとされる⁶⁾。

(2) 匿名性保護への支持の後退

興味深い点は、匿名性の保護を含むこのような米国少年裁判所の取組みが、

犯罪少年に刑罰を科すのではなく彼（彼女）を更生・社会復帰させることが彼（彼女）自身のみならず地域共同体の最善の利益（the best interest）に適う、との想定に基づいて行われていたということである⁷⁾。すなわち、可塑性に富む少年においては刑罰を科すことによって犯罪者というスティグマを与えるよりも、むしろ更生の過程を経て社会に復帰させることの方が、将来の再犯抑止をはじめとするさまざまな点において地域共同体全体の利益の観点からもメリットに富むとする考え方である。

少年裁判所法制がこのような客観的な利益への期待を存立の基盤とするものである以上、それに対する社会の支持は、当然ながら少年裁判所による更生実務の成果如何に依存することになる。

この点、米国において少年裁判所の創設をもたらした革新主義運動が下火となって以降に生じた、少年犯罪の増加ないし凶悪化や年長少年の更生の困難さの露呈といった社会の情勢の変化は、犯罪少年の更生や社会復帰を少年司法の主要な目的と位置づけることの正当化が困難となる情況をもたらすことになった⁸⁾。そして、このような時代の流れの中で生じたのが、犯罪少年の匿名性の保護が再犯を助長し、あるいは他の少年による犯罪の呼び水となるという匿名性弊害論とその拡大である⁹⁾。この匿名性弊害論の高まりは、少年のプライバシーにかかわる記録をより広く公衆に開示するワシントン州法の成立とその普及を導くに至った¹⁰⁾。罪を犯すことで少年の氏名や家族関係といった情報は公共の関心事となり、少年はその匿名性を喪失するとの理解がその背後にあったとされる¹¹⁾。

(3) Smith判決の出現

以上のような時代背景の下で出現したのが、次に見るSmith判決¹²⁾である。同判決は、報道の自由と少年の匿名性の保護との対立という推知報道問題の中心をなす論点について米国連邦最高裁が直接判断を下した初の判決であり¹³⁾、推知報道問題に対する米国司法の基本的な態度を知る上で重要な手がかりとなるため、以下に詳しく検討する。

ア 事案

判決が扱った事案は、ある少年が起こした殺人事件の犯人の氏名を取材行為（目撃者への聞き取り等）を通じて知った新聞社が、これを当時のウェストバージニア州法により要求されていた少年裁判所の書面による承認を事前に得ることなく新聞紙面で報じた廉で告発を受けたところ、同州最高裁が同法は合衆国憲法修正1条および修正14条に違反する旨の判断を下したため、原告ら（検察官ら）が同州法の合憲性を主張して連邦最高裁に上告したというものである。

イ 判決の概要

以上の事案に対し、連邦最高裁は主文において、「州は、合衆国憲法修正1条および修正14条に違反することなく、適法に入手された真実の新聞報道を罰することはできない。犯罪少年の社会復帰を促進するためその匿名性を保護することについて主張された州利益は、適法に入手された少年の氏名の報道に州が刑事罰を科すことを正当化し得ない」¹⁴⁾、との判断を下した。

連邦最高裁が上記の結論を導くに至った論理は、大要次のとおりである。

はじめに同判決は、「新聞社が公共的な意義を持つ事柄について真実の情報を適法に入手（lawfully obtained truthful information）したのであれば、州当局は、最高度（the highest order）の州利益を促進する必要性が認められない限り当該情報の報道を合憲的に処罰することはできない」¹⁵⁾と述べて本件の事案に適用されるべき規範の定立を行った上で、「州は犯罪少年の社会復帰のためその匿名性に関する利益を有している」ものの、以下の理由により「同利益は少年の氏名を適法に入手しこれを報道した者に対する刑事罰の適用を正当化する最高度の利益にあたらぬ」とした¹⁶⁾。

その理由とは、第1に、そもそも上記州利益は価値序列において憲法上の人権——本件では報道の自由——の保障に劣後する、というものである。本判決はこの判断の論拠として、非行少年の匿名性の利益は公判手続における

証人対面権（合衆国憲法修正6条）に劣後するとの判断を下したDavis判決¹⁷⁾を援用する。同判決で問題となった人権は報道の自由とは別個のものであり、その意味で両判決は事案を異にするとも思われるが、本判決はこのDavis判決の趣旨が人権一般にも妥当するとの理解の下で上記判断を導き出している¹⁸⁾。

第2に、同判決によれば、匿名性の保護の利益が原則的に憲法上の人権に劣後するとしても、報道の自由への制約が「最高度の州利益」の促進に資するものと認められるならば当該制約も正当化されうるところ、本件の原告らは次のとおりその論証に失敗している。すなわち、本件で問題となった上記規制の目的とは犯罪少年の匿名性の保護を通じて「州少年裁判所システムにおける社会復帰という目的を促進すること」であると解されるところ、たとえば当該規制の目的が報道の自由という憲法上の権利に対抗できる「最高度の州利益」に適合するものであると仮定しても、本件州法は新聞報道のみを禁止する一方で他のメディアによる報道（たとえばラジオ放送）を許容しており¹⁹⁾、規制の手段が所期の目的と整合するものとはいえないため、規制の仕組み全体としてはやはり「最高度の州利益」の促進に資するものとは認められない。

最後に、無許可の新聞報道に対して刑事制裁を科すことが少年の匿名性の利益を保護する上で不可欠であることを示す証拠が全く存在しないとの指摘も行われている。同判決によれば、50に及ぶすべての州が犯罪少年の匿名性を保護するための何らかの手段を保持しているが、その中で少年の身元を報じる行為に対して刑事罰を予定しているのは本件のウェストバージニア州を含めわずか5州に過ぎない。これを逆に見れば、残る45州はこの5州と同様の規制目的ないし州利益を共有していながら、刑事罰とは異なる手段でその実現を成し得ていることになる。

以上が本判決の結論とそれに至る論理の概要であるが、次に、推知報道問題という観点から同判決に含まれる論点を分析・整理しておく。

ウ 判決に含まれる論点²⁰⁾

はじめに、報道の自由への対立利益の捉え方が問題となる。既に触れたとおり、Smith 判決においてこの対立利益は、犯罪少年の匿名性の保護を通じて「州少年裁判所システムにおける社会復帰という目的を促進」することについての州利益として把握されている。すなわち、規制の目的は少年裁判所に付託された所掌事務——犯罪少年の更生・社会復帰——の円滑な遂行という客観的な利益の確保にあるのであって、憲法上の人権を含め少年個人の権利の保護を目的とするものではない²¹⁾。同判決がこのように匿名性の利益を憲法上の権利と位置づけず、あくまで州法に由来する政策的なものとするこの背景には、これによって少年の匿名性の利益に対する州の保護義務の根拠を弱める狙いがあるとの指摘が行われている²²⁾。

次に問題となるのは、報道の適法性を判断する上で適用された「適法に入手された真実の報道」という判断基準の妥当性である。上述のとおり、報道行為がこの基準を満たす限り、当該行為に対して州が合憲的に刑罰を科すためには、それが「最高度の州利益」の促進に資することを主張・立証しなければならない。

この基準を導出するにあたり、Smith 判決は次の3つの先例を援用している。

1つ目は、審理と無関係な第三者による、機密扱いとされた法廷尋問 (Judicial Inquiry) および審査委員会 (Review Commission) に関する真実の情報の報道は合衆国憲法修正1条の核心部分に関わるものであり、州法がこれに刑事罰を科すことによって得られる公共の利益は、それがもたらす報道の自由に対する現実的・潜在的な浸食 (encroachments) を正当化することができないとの判断を下した Landmark Communications 判決²³⁾ である。2つ目は、公衆の閲覧に供されている裁判記録から得られた強姦の被害者の氏名の正確な報道を州が罰することは連邦憲法修正1条及び修正14条に違反すると判示した Cox Broadcasting 判決²⁴⁾ である。そして最後は、オクラホマ

州法により少年裁判所の審理が原則非公開とされ、判事が審理の公開を決定した事実が認められない場合であっても、報道機関が現に法廷に立ち合い、その立ち合いや裁判所に残されていた少年（第二級殺人の廉で審判に付された11歳の男児）の撮影に誰も異議を唱えず、不法にあるいは州の黙示の承諾なく情報を取得したという証拠が全くない事案においては前記のCox Broadcasting判決の判断が妥当するとした上で、当該少年の氏名やその容ぼうを撮影した写真は強姦の被害者の氏名と同様に公的な領域（public domain）に置かれることになるため、これらの報道を事前に抑制（prior restraint）する地方裁判所の命令は合衆国憲法修正1条および修正14条に違反して報道の自由を侵害するものであると述べたOklahoma Publishing判決²⁵⁾である。

Smith判決は、これらの3つの先例を通じて「真実の情報の報道を処罰する州行為は、ほとんどの場合において合憲性の基準を充足することができない」²⁶⁾との解釈を提示しつつ、これらの先例はいずれも——同判決の結論を直接的に決するものではないもの²⁷⁾——同判決の事案には「新聞社が公共的な意義を持つ事柄について真実の情報を適法に入手したのであれば、州当局は、最高度の州利益を促進する必要性が認められない限り当該情報の報道を合憲的に処罰することはできない」という前述の判断基準が妥当することを「強く示唆する」としている²⁸⁾。

このように判決が上記の基準を適用したことには相応の根拠が存在するとはいえ、この基準の妥当性についてはなお次の疑問が提起される。すなわち、もっぱら取材や報道の態様のみを問題とする「真実の情報を適法に入手した」という基準は「表現内容とほとんど何の関係も持たない」²⁹⁾。そのため、犯罪少年の身元に関する情報の報道の適法性は、それが果たしてどれほどの報道価値（公共性）を有しているのか、あるいはこれによって生じうる反対利益の侵害の程度や許容性はどうかといった、個別の事案に含まれる具体的な事情を度外視する形で判断されてしまうことになる。このような基準に基づく判断は、報道の自由の拡大には資すると思われる一方で³⁰⁾、事案の具体

的狀況によっては、それを公表することにほとんど何の公共的価値も認められない情報の報道のために、少年司法制度が追求する重要な公共的価値や少年の利益が徒に犠牲にされてしまうといった、極めて不合理な事態を招く危険性を不可避的に孕むことになろう。

(3) Smith判決後の匿名性保護の状況

以上に検討したSmith判決に象徴されるように、かつては少年裁判所の創設理念とともに確立した匿名性の保護の理念や制度も相対化が進行している。具体的には、州によって秘匿性の保護の程度やそれを統制する裁量ないし権限の所在を異にする4つのアプローチが存在する³¹⁾。

個別に列挙すると、

- ① 制定法が定める基準の下で少年裁判所判事に少年記録を開示する裁量を認める例
- ② 少年裁判所が学校当局に少年記録を開示することを認める例
- ③ 少年が特定の重罪について非行事実を認定する判決を受けた場合に少年記録の開示を認める例
- ④ 少年裁判所へのほぼ完全なアクセス（公開審理）と少年記録の全面開示を認める例

が挙げられる。

各々のアプローチごとの差異は小さくないものの、総じてみれば、少年の匿名性保護に一定のコミットを示しつつも、犯罪の性質に応じて情報開示の方向へと妥協する傾向にあるといえよう³²⁾。

(4) 匿名性の保護をめぐる理論的問題

以上に概観した米国少年司法における犯罪少年の匿名性の保護をめぐる歴史と現状を踏まえつつ、これらに含まれる理論的な問題を個別に検討する。

ア 匿名性の利益の法的性質——客観的利益説と人権説

先に見たように、Smith判決は報道の自由に対する対抗利益を「州少年裁判所システムにおける社会復帰という目的を促進」することに関する州利益に見出している。このような解釈（以下「客観的利益説」という。）は、匿名性の保護の根拠を少年固有の利益に帰結させるのではなく、むしろ少年裁判所の所掌事務としての犯罪少年の更生・社会復帰の円滑な遂行という客観的な利益に求める点において、犯罪少年の更生や社会復帰が彼（彼女）のみならず地域共同体の利益に適うとする少年裁判所の創設理念と整合的なものではある。

これに対して、Smith判決においては採用されなかった考え方ではあるものの、報道の自由への対抗利益を少年個人の人権——有力な候補としてはプライバシー権——によって構成することも理論的には可能である。しかしながら、以下に指摘するような米国の判例の傾向等を踏まえる限り、この種の立論（以下「人権説」という。）は実践的には困難な状況にある。

人権説の展開を妨げる障害の1つは、プライバシー権それ自体は憲法上の人権として確立した概念であるにもかかわらず³³⁾、子どもがその保護を享受しうる場面が限定されていることである³⁴⁾。すなわち、子どものプライバシー権という文脈の下で主張されてきた権利のうち、従来の連邦最高裁判決において子どもの人権としての承認を得られたのは「避妊の自由³⁵⁾」や「中絶手術を受ける権利³⁶⁾」といった特定の問題領域——生殖行為——に関わる権利にとどまるなど、子どものプライバシー権の保護範囲は大人のそれと比較して極めて限定的なものとなっている。このような判例の状況を前提とする限り、少年裁判所の審判にかかる少年が「匿名性の保護を求める利益」は、憲法上の人権としてのプライバシー権の保護範囲外に置かれることになる³⁷⁾。

これに加えて、少年裁判所の手続において少年のプライバシー権を観念することの現実的な可能性が問題となる。先述のとおり、Smith判決の前後を通じて少年裁判所の審判記録にかかる情報を外部に開示するための仕組みの

法制化の動きが生じていたが、次項で改めて採り上げる Gault 判決³⁸⁾によれば、「裁判記録の開示がほとんどの管轄区において判事の自由裁量に委ねられている」現状に鑑みるならば、少年裁判所における少年の秘密の保護は「事実 (reality) というよりレトリック」であるに過ぎない³⁹⁾。こうした少年裁判所の運用のありようを踏まえるならば、匿名性の保護の利益を基礎づける手立てとしてプライバシー権を観念することは、子どものプライバシー権の解釈をめぐる理論的な困難を伴うばかりか、犯罪少年の置かれた現実の状況からの乖離をも免れ得ないことになる⁴⁰⁾。

イ 匿名性の利益とデュー・プロセス保障との衝突

米国少年司法における少年の匿名性の保護は、報道の自由のみならず、これと全く異なる方向からも浸食されつつある。

その契機は、連邦最高裁が、Smith 判決に先立つ2つの連邦最高裁判決——Kent 判決⁴¹⁾ および Gault 判決——を通じて、少年裁判所に対し、成人の刑事裁判と同様のデュー・プロセス保障を同裁判所の手続にも及ぼすことを要求したことに由来する。

元来、犯罪少年に対する応報的な制裁ではなく、その更生と社会復帰を追求する少年裁判所においては、裁判所が「個々の少年のニーズを的確に発見し、それに最もふさわしい更生プログラムを柔軟に決定する」ための裁量を行使する上で「デュー・プロセスによる厳しい制約から自由であること」が不可欠であるとの考え方を根拠として、手続に付される少年のデュー・プロセスへの権利を制約することが正当化されていた⁴²⁾。しかしながら、少年裁判所のこのような理念にもかかわらず、その現実の運用には「『保護』の名において実質的には刑罰に近い処分を課」すなど「保護の偽善化」とまで評される実態があったとされており⁴³⁾、連邦最高裁は少年裁判所のこのような状況を踏まえつつ、裁判所の裁量権よりも少年に対するデュー・プロセス保障を優先すべきとの結論に至っている。

これらの判決の出現により、匿名性の保護を含む少年裁判所の権限の行使

は、これとデュー・プロセス条項との衝突が生じる場面において後退を迫られることになる。すなわち、パレンス・パトリエ思想に基づく匿名性の保護の実践は、「デュー・プロセスの保障と整合する限りにおいて維持される」に過ぎないものへと「弱体化」されたのである⁴⁴⁾。犯罪少年の匿名性の保護と刑事被告人の証人対面権の行使との衝突が問題となった事案において、後者の保障を優先すべきとの判断を下した先述のDavis判決は、その好例である。

ウ 少年司法の指導理念の変遷と情報開示

以上に見たように、犯罪少年の匿名性の利益を憲法上の人権であるプライバシー権によって基礎づけることには理論上の問題とともに現実的な困難が存在するため、これを少年裁判所の所掌事務としての犯罪少年の更生・社会復帰の円滑な遂行という客観的な利益に帰着させる理解が支配的となる一方で、この利益の実現に向けたパレンス・パトリエ思想に基礎を置く少年裁判所の権限の発動は、連邦最高裁の下した判断を通じて、デュー・プロセス条項の適用に対する譲歩を余儀なくされる状況にある。

少年裁判所の裁量に対する信頼が社会のみならず司法内部からも損なわれていく一方で、少年に対して裁判所の手続を統制するための憲法上の権利の保障を拡大することは、当局が少年の「親」として振る舞うことをますます困難にすることを意味する。「今日、犯罪少年の親となり彼の振る舞いを矯正するという少年裁判所のシステムは、少年のためのより強大な憲法上の権利によって圧倒されている」⁴⁵⁾。この事実は、米国少年司法における指導理念が、従来のパレンス・パトリエ思想からデュー・プロセスという憲法上の要請へと変遷しつつあることを示唆するものといえよう⁴⁶⁾。

この指導理念の変遷は、さらに公衆の「知る権利」論と結びつくことで犯罪少年の身元情報の公開要求を促すことになる。具体的には、少年裁判所の裁量権を抑制しつつ自由な報道や裁判所へのアクセスを通じて少年の身元情報を含む審判手続を開示させ、これを公衆の監視の下に置くことが、犯罪に脅かされた地域共同体にその不安の解消をもたらすとともに、少年裁判所に

おける手続の適正さを高めることで犯罪少年に対しても公正さという恩恵をもたらす、との考え方が主張されている⁴⁷⁾。

(5) 小括

以上に見たとおり、米国における犯罪少年の匿名性の保護は同国少年司法の屋台骨にあたる少年裁判所の創設理念——パレンス・パトリエ思想——に由来するものであり、本来的に政策的なものであると言える。そして、罪を犯した人間に刑罰を科すのではなく、あえて更生や社会復帰という「救済」を与えるこの理念を支えていたのは、それが当該少年のみならず地域共同体の最善の利益——客観的利益——に適うという想定であり、その意味において、Smith判決が匿名性の利益を少年個人の人権によって構成する見解⁴⁸⁾を採用しなかったことには相応の理由がある。

これに対して、同利益を犯罪少年の人権（プライバシー権）によって構成することも理論的には不可能ではないが、子どものプライバシー権を極めて限定的に解釈する判例の傾向を前提とする限り報道の自由への対抗利益としての力は小さく、実践的な意義は乏しいと言わざるを得ない。このことも含め、Gault判決以降の米国少年司法における人権保障の現状は、ほぼデュー・プロセス保障の問題に収斂していると言いうる状況にある。

3 英国の議論状況

以上の米国の議論とは対照的に、英国では推知報道を規制する根拠を少年の人権保障に求める理解が有力である。ここでは、その理念を具体化する同国の法制を概観するとともに、推知報道に関わる判例を手掛かりとしてその限界を考察する。

(1) 規制の概要

後述のように、英国における推知報道規制は、対象事件の性質（事物管

轄)により取り扱いの違いが存在するものの、制定法にこれを禁止するための根拠規定を置くばかりでなく、刑事罰の制裁によってその実効性の担保を図る点にその特徴が認められる。以下、1933年英国子ども及び少年法 (the Children and Young Persons Act 1933) における推知報道規制の根拠となる規定を、事物管轄に基づく区分に従って概観していく。

まず、原則的形態である、子ども及び少年 (10歳以上18歳未満の者を指す。この内、10歳以上14歳未満の者が「子ども (child)」、14歳以上18歳未満の者が「少年 (young person)」とされる。以下両者を合わせて「少年等」という。)の刑事事件が青少年裁判所 (the youth court) に係属する場合——同裁判所からの控訴事件及び治安判事裁判所 (magistrate's court) における一定の関連審理を含む——については、同法49条に基づき、「手続に關係するあらゆる子ども若しくは少年の氏名、住所若しくは学校を明らかにする報告又は手続に關係するあらゆる子ども若しくは少年の身元の特定に繋がるおそれのあるあらゆる事項を含む報告」(同条1項(a)) および「手続に關係するあらゆる子ども若しくは少年の写真若しくはこれらを含む写真」(同項(b))の出版 (publishing) や番組配給 (programme service) を通じた公表が当然に禁止される。一定の要件の充足が認定される場合、裁判所は「有罪の宣告を受けた子ども若しくは少年」に関して同条の要求 (禁止) を解除する命令 (以下「規制解除命令」という。) を発令することが可能であるが (同条5項等)、同命令が未発令の状況で同条に違反して推知情報の公表を行った者に対しては、略式手続による有罪の決定により5000ポンド以下の罰金刑が科される (同条9項)。

他方、事件が青少年裁判所ではなく他の裁判所に係属する場合⁴⁹⁾には、これらの推知情報の報道は自由であるのが原則となる一方、裁判所の裁量により、これらの情報の新聞報道を禁じる司法命令 (以下「報道禁止命令」という。) が発令されうる (同法39条1項)。この司法命令に対する違反行為については、49条違反の場合と同じく、略式手続による有罪の決定により5000ポンド以下の罰金刑が科されることになる (同法39条2項)。

なお、49条および39条の命令に基づく報道規制の効力が存続する期間を定める明文の規定はないが、近時の判例⁵⁰⁾によれば、これらの規制の効力は手続に係る子ども又は少年が成年（18歳）に達するまでの間継続し、同年に達すると同時に失効するものと解されている。

(2) 規制の特徴——日本の少年法との比較

次に、以上の英国法の推知報道規制には日本の少年法と比較してどのような特徴が含まれているのかをいくつかの要素ごとに分析・検討する。

第1に、日本の少年司法においては、推知報道を禁じる少年法61条の規定が——その文面からも明らかなおり——事件の性質や手続の帰趨にかかわらず⁵¹⁾すべての少年事件に対して一律的に適用されるのに対し、英国の法制においては、推知報道の可否を巡る原則と例外の関係が事物管轄に応じて変動するものとなっている。いずれの場合においても、例外則を適用するためには原則を覆しうるだけの特段の事情の存在が要求されると解されている⁵²⁾。

第2に、日本の少年法61条において報道から保護されるべき対象は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者」とされるところ⁵³⁾、英国法においては、これらの被疑者・被告人等のみならず手続に関わるすべての子ども及び少年が保護の対象とされている⁵⁴⁾。

最後に、日本の少年法61条には同条違反の行為に対する罰則の定めが無いが⁵⁵⁾、英国法においては、既述のとおり推知報道を禁止する法規や命令への違反に対して比較的高額の罰金刑⁵⁶⁾の制裁が法定されている。いうまでもなく、報道の自由は英国においても市民的自由の1つに数え上げられる重要な権利であり⁵⁷⁾、刑罰によって報道の抑止を図ることは同国においても異例的である。

これらのうち、第1の点は日本法に比べ推知報道の規制を弱める契機となりうることは否定し得ないが、後述のとおり、事物管轄の関係により1933年子ども及び少年法49条1項の適用が不可能な事案においても、裁判所は

同法39条1項に基づく報道禁止命令の発令を常態に行っており、英国でも事実上ほぼすべての少年事件において推知報道が禁止される状況にある。保護対象の拡大とともに刑罰の制裁によって実効性の担保が図られている点も考慮すれば、推知報道規制を巡る同国の法制には、報道の自由よりも少年等の保護を重視する傾向が——日本の法制と比較して——より一層強く認められるといえよう。

(3) 規制の背景

では、以上のような特徴をもつ英国の法制はどのような根拠に裏付けられているのか。同国における推知報道規制の背景を確認しておく⁵⁸⁾。

第1に挙げられるのは、罪を犯した少年等の更生と地域共同体への再統合という少年司法制度の目的である。これらの目的を遂行するためには、彼(彼女)らに対する「犯罪者」という否定的な社会的烙印(ラベリング)の回避が求められるところ、それを達成するための前提として推知報道の規制が要請されるという論理である⁵⁹⁾。

また、英国1989年子ども法(Children Act 1989)1条1項が「子どもの福祉(the welfare of the child)」に対して裁判所の「最も重要な考慮事項(paramount consideration)」としての位置づけを与える「福祉原理(the welfare Principle)」も、判例や学説により、しばしば推知報道規制の根拠の1として指摘される。その背後には、上記の少年司法の目的の達成は特別予防や社会不安の解消といった社会防衛上の政策的な利益ばかりでなく、少年等自身の利益の実現にも結び付くものであるとの理解が存在している。

しかしながら、以上の2つの事柄は日本を含め推知報道に対して何らかの規制を行う国々に対しても当てはまりうるものであり、英国に固有の論拠とは言い難い。

同国の議論の特徴は、推知報道規制の要請を、更生や社会復帰といった少年司法に内在する理念ばかりでなく、国際人権という外在的な原理によって基礎づける点に認められよう。1933年子ども及び少年法の制定の後、同国

では、国連子ども人権条約3条が定める子どもの最善の利益原則を基底に置きつつ、同条約16条、ヨーロッパ人権条約8条および少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）8条に規定されるプライバシー権——とりわけ刑事手続に付された子どものプライバシー権——を推知報道規制の重要な根拠の1つとして位置づける理解が広がりを見せており、今日においては学説・判例の双方を通じて広く受け入れられた考え方となっている⁶⁰。上述のように、同国が市民的自由を基礎とする報道の委縮を招くリスクを抱え込みながらも刑罰の制裁を伴う厳格な規制を今日まで維持してきたことの背後には、これらの国際人権そのものもつ重要性に加えて、その保障に向けた国家の積極的保護義務に対する同国の強いコミットメントの存在を読み取ることができる。

（4）判例による判断基準形成

1933年子ども及び少年法における推知報道規制が以上のような性格をもつものであることを踏まえつつ、次により具体的な問題として、同法49条に基づく規制解除命令または同法39条に基づく報道禁止命令を発令する上で裁判所が認定すべき要件の検討を行う。立法上、推知報道が禁止され、もしくは自由な報道が認められているにもかかわらず、これらの原則からの逸脱が取れて要求される根拠とそのための条件を吟味することで、この法制が具体的にどのような利益の保護に寄与し、あるいはいかなる限界を内包しているのかを明らかにするための手掛かりを得ることが、ここでの検討の趣旨である。

はじめに、同法49条に基づく規制解除命令の要件を検討する。同条は、裁判所が同命令を発令することのできる場合を次の3つの場面に類型化している。

- ①子ども及び少年に対する不正義を回避するために規制を解除することが適切な場合（同条5項(a)）
- ②暴力、性的暴行若しくは21歳以上の者による犯行であれば14年以上

の禁固刑に処しうる罪で告発又は有罪判決を受け、不法に逃亡している被告人の身体を拘束するために規制を放棄することが求められる場合（同条11項等）

- ③有罪判決を受けた子ども又は少年との関係において、ある特定の程度まで規制を解除することが公共の利益に適うと認められる場合（同条4A項）

ここで①類型の要件である「不正義の回避」の意義が問題となるが、少年等の匿名性を保護することが却って少年等に不利益をもたらすというような不合理な事態が、ここでの「不正義（injustice）」の意味であるとされる⁶¹⁾。しかし、この①類型および②類型が実際に規制解除命令の根拠として用いられることはほとんどなく⁶²⁾、実務において重要な意味をもつのは事実上③類型に限られる。

では、③類型における「公共の利益」の内実とはいかなるものか。手続上の要件は別として⁶³⁾、同条は③類型に基づく規制解除命令の実体的な要件の意義を明らかにせず、その解釈を司法部に委ねるところ、この③類型の解釈・適用に関わる「基礎的原理」⁶⁴⁾を明らかにするのが、次に掲げる2つの近時の判例である。

第1に、同条1項の本則（報道規制による少年等の匿名性の保護）から見た規制解除命令の位置づけを確認しつつ、同命令の根拠となる「公共の利益」に関する解釈の限界を判示するのが *McKerry v Teesdale and Wear Justices* 判決⁶⁵⁾ である。同判決は、はじめに、規制解除命令が少年等のプライバシーへの権利と緊張関係に立つ「司法は十分かつ公平な報道に対して開かれた状態で公然と運営されるという神聖な原理」に由来するものであることを踏まえつつ、少年等の「匿名性を排する権能は甚大な配慮と注意、そして慎重さと共に行使されなければならない」と述べて⁶⁶⁾、両者の衡量における後者の重み（weight）を強調する。同判決によれば、そもそも「報道規制の解除が公共の利益に適う」という同項の要件が充足されうるケースは「非常に稀」であり、規制解除命令を発令する裁判官は「規制を解除することが

なぜ公共の利益に適うのかを明確に意識しておかなければならない」⁶⁷⁾。その上で同判決は、「裁判所が付加的な処罰として子ども及び少年の匿名性に対する一応の (prima facie) 権利を排除することは完全な誤り」であり、この裁判所の権能を「名指して辱める (naming and shaming)」ための手立てとして捉える余地もないと判示して⁶⁸⁾、同条4A項の適用範囲を限定する。

同判決を踏まえつつ、規制解除命令の根拠となりうる「公共の利益」の内実とともに、これを評価するための具体的な判断基準を明らかにするのが *Damien Pearl v Kings Lynn Justices* 判決⁶⁹⁾ である。同判決は、著しく危険な自動車の運転行為により胎児を含む複数の死傷者をもたらした17歳の青年につき同項の適用を肯定して規制解除命令を発令するに当たり、これを正当化するための「公共の利益」の内実が「公衆の保護 (protection of the public)」⁷⁰⁾にあるとの判断を示した上で、その評価の過程を通じて、行為の質質性、犯罪結果の重大性、当該子ども又は少年の前科・前歴の有無および遵法意識に対する評価 (司法命令の遵守状況) が重要な考慮要素となることを明らかにしている。

これらの判例解釈によれば、1933年子ども及び少年法49条に基づく規制解除命令は、報道の自由という高度に重要な市民的自由の回復に関わる制度でありながら、その発令が許容されるのは——同条5項(a)の場合を別として——それが住民の安全確保を図る上で必要不可欠といえるような例外的な場合に限られる。同法39条に基づく報道禁止命令と異なり、同法49条に基づく推知報道規制は裁判所の命令を待たず当然に効力を生じることも踏まえるならば、同条に基づく規制が報道の自由に対してもたらす制約は極めて甚大といえる一方、少年等の人権 (プライバシー) 保障は徹底されることになる。

以上に対して、同法39条に基づく報道禁止命令の発令基準はどうか。同条1項は「これまでに裁判所の命令による許可を受けている場合を除き」という要件の外に報道禁止命令を発令するための要件を何ら規定していないため⁷¹⁾、同条49条に基づく規制解除命令の場合と同様に、判例の蓄積を通じ

て判断基準の形成を行う裁判所の役割が重要となる。

この点、裁判所が同命令の当否を決定する際に依拠すべき一般的な原理を明らかにするものとして注目されるのが、*R v Winchester CC ex p B*判決⁷²⁾である。

同判決によれば、上記の決定を行うに当たり、裁判所は①犯罪者の年齢および②少年等が成人の利点を享受しその負担を担う前に、犯罪者としての公的な認定を受けることによって生じる潜在的な損失 (damage) に対して相応の重みを置きつつ、1933年子ども及び少年法44条に基づき子どもないし少年の福祉 (the welfare of the child or young person) を考慮しなければならない一方、③不名誉を伴う氏名等の公開またはこれを予期することが強力な抑止力となりうること、④裁判の公開と公衆が法廷の中での出来事——犯罪者の身元に関する情報も含めて——を可能な限り知ることには公益性が強く認められることも裁判所が考慮すべき重要な要素となる。そして、これらの4つの考慮要素に置かれる重みは手続のさまざまな段階において——たとえば被告人の犯罪事実が証明され、有罪判決が言い渡された後には少年等の不利益に——変化しうるものであり、したがって、とりわけ重大かつ憎悪すべき罪で有罪を宣告された人物の身元を知ることの公益性に対して裁判所がより大きな重みを置くことも妥当とされる。更に同判決によれば、被告人によって上訴が行われたという事実は——同人に有利に働く事情として——考慮すべき事項の1つとなりうる。

次に、以上の一般的原理の下で裁判所が適用すべき具体的な規範を導出するのが、前掲 *R (on the application of Y) v Aylesbury Crown Court, CPS, Newsquest Media Group Limited*判決 (以下「*R v ACC*判決」という。) である。以下、同判決の判示内容を要件レベルの問題と効果レベルの問題とに大別しつつ検討を行う。

同判決が報道禁止命令の要件レベルの問題に関してははじめに言及するのは、その立証責任の所在である。この問題について同判決は、被告人は規制を課すための十分な理由が存在すること——その主要な要素は被告人自身の

福祉（1933年子ども及び少年法44条）である——を裁判所に確信させなければならないと述べて、上記の立証責任は被告人である少年等自身が負うべきものであるとしている。しかし、同判決は、同命令の当否の検討において裁判所は報道規制を支持する要素とこれを否定する要素の双方を特定し考慮しなければならないとも述べており、この後者の消極的要素については、通常、同命令の発令によって不利益を受ける「プレス側の代表者（press representative）」による主張・立証を待たざるを得ないため⁷³⁾、同命令の当否に対する結論は、結局のところ双方の立場の主張を基礎に行われる裁判所の総合的判断に委ねられることになる。

同判決によれば、この総合的判断の内実は刑事手続の全貌を報じることの公益性と少年等の福祉に対する害悪の回避という2つの要請の比較衡量である。しかし、同判決は同時に、その衡量において、裁判所は少年等の年齢および「少年等が成人の利点を享受しその負担を担う前に犯罪者としての公的な認定を受けることによって生じる潜在的な損失」に対して「より大きな重み（greater weight）」を置くべきであるとも述べており、これによれば同判決が求める総合的判断とは単純な利益衡量ではなく、いわゆる「重みづけ比較衡量」であることになる⁷⁴⁾。

他方で、同判決によれば、いかなる司法命令もヨーロッパ人権条約10条が定める表現の自由を制約するための条件——規制は必要かつ比例的なものでなければならない、そのための差し迫った社会的要求が存在すること——に服するため、1933年子ども及び少年法39条の報道禁止命令を発令する場合においても裁判所はこの条件を満たさなければならない⁷⁵⁾。

次に、効果レベルに関わる判例解釈を検討する。

同判決によれば、まず、裁判所は報道禁止命令の対象となる少年等の推知情報——氏名、住所および学校等——のうち、その一部を同命令の対象から除外することができる。また、裁判所は同命令を発令した後、いつでもこれを再考することができる。したがって、*R v Winchester CC ex p B*判決により判示された原理によれば、命令の対象となる被告人が公判で有罪を言い渡

された場合には裁判所は報道禁止命令の取消を行うことができ、またそうすることが望ましいことになる。その場合においても、少年等の福祉は考慮の対象となりうるが、同判決が述べるとおり、その際の衡量の重みは——とりわけ重大犯罪について——有罪判決が宣告された場合に变化しうる。すなわち裁判所には、法廷での手続の結果を報道することに含まれる公共性とともに、報道により重大犯罪の犯人であると同定されることに付随する潜在的な抑止効果の存在に重みを置いた衡量を行うことが求められることになる。

(5) 問題の所在

以上の判例解釈を前提に、英国の推知報道規制にどのような問題が含まれているのかを検討する。

既述のとおり、1933年子ども及び少年法49条においては、青少年裁判所に係属する刑事事件の手続に関わる少年等の推知情報の報道が原則として禁じられる一方、その例外となる規制解除命令が発令されうるのは極めて特殊な場面に限られており、報道の自由に対する大きな制約と引き換えに少年等の人権保障が徹底される、という状況にある。

これに対して、同法39条に基づく報道禁止命令はどうか。上述のように、同命令の当否を巡る利益衡量においては少年等の福祉に「より大きな重み」が置かれるとはいえ、その発令を求める少年等は、推知報道に規制を課すための十分な理由が存在すること——規制によって自らの福祉を保護する必要性が推知報道の公共性を上回ること——についての確信を裁判所に得させなければならず、少年等が同命令の保護を受けるのは例外的な事態であるようにも思われる。

しかし、現実の実務の運用はそのような状況にはない。それは、同条に基づく報道禁止命令が子ども又は少年という「脆弱な被告人」に対する公平な裁判の保障という側面を備えていることに由来する。同条は、訴追の根拠とされる罪状が一定の重大事犯に及ぶこと等により、事件が通常の青少年裁判所ではなく、成人と同様の手続が及ぶ通常の裁判所（刑事法院または治安判

事裁判所)に係属する場合に適用されるべき条項である。このため、当該事件を担当する裁判官は「彼(彼女)らの理解と審理への完全な参加を支援するためにできる限りのあらゆる措置」を講じなければならない。その1つが報道禁止命令であり、同命令は一般公衆の傍聴の制限(同法37条)とともに、裁判所の審理において、被告人供述をはじめとする訴訟行為の遂行を阻害する心理的な要因を排することで、少年等が自らの防御権を十分に行使する機会を確保するための重要な手段として位置づけられている⁷⁶⁾。これにより、同法39条1項を巡る利益衡量においては特段の事情が認められない限り報道の公共性よりも少年等の福祉が優越することになり、その結果、同項に基づく報道禁止命令は、いわば刑事手続の冒頭における「決まりごととして(routinely)」⁷⁷⁾、ほぼ例外なく発令される状況にある。

ところが、報道禁止命令に対する以上のような取り扱いは少年等に対する有罪判決の宣告後に一変する。なぜなら、同命令の基礎となる少年等の福祉の内実が「公平な裁判」の保障に対する要請に求められる限り、この要請は判決を境に後退せざるを得ないためである。これにより、少年等に有罪判決が下された後は、彼(彼女)らの匿名性を保護すべき理由は失われることになるとして、ほとんどの事案において同命令は解除されることになる⁷⁸⁾。

問題は、以上のような運用により、同法49条と同法39条の間において、少年等の匿名性保護のありように大きな差異が生じることにある。既述のとおり、前者が適用される事案においては、ごく一部の例外的な場合を除き、同条に基づく報道規制の効力は当該子どもないし少年が成年(満18歳)に達するまで継続するのに対して、後者が適用される事案における同様の規制は当該少年等に対する有罪判決の言い渡しとともに失効する。事件の性質(事物管轄)を契機とするこのような規制の非一貫性は、果たして正当化可能なものであろうか。

これについては、前者の規制はあくまで青少年裁判所という特殊な領域のみに当てはまる例外的なルールである一方、通常の刑事手続の適用を前提とする後者の規制は、法廷の公開と自由な報道が原則であるところに少年等の

特性——脆弱な被告人——に応じた特別の配慮を及ぼすものに過ぎず、両者の間には何らの矛盾も存在しないとの説明も可能であるかもしれない。しかし、こうした立法による手続の人為的な区分をア・プリオリな前提とする形式論のみでは、前者の規制の下では保護されるはずの少年等の匿名性が後者の適用場面ではなぜ剥奪されうるのか、という疑問に答えることはできない。匿名性の保護が単なる政策上の恩恵にとどまらず、立法の統制を企図する人権論にも基礎を置くものであるならば、同様の保護は手続の性質にかかわらず一貫して及ぶべきであろう。

では、どのように考えるべきか。この問題に対する筆者のさしあたりの回答は、匿名性の保護において両者の間に生じる非一貫性は、規制を支える少年等の人権の射程と限界に由来するというものである。

先に見たように、英国における推知報道規制は、少年等の更生と地域共同体への再統合という少年司法の目的とこれを少年等の利益の視点から捉える福祉原理、そしてプライバシー権を中心とする国際人権論という3つの原理によって支えられているとされる。ここで1933年子ども及び少年法49条の適用場面を考えると、管轄裁判所となる青少年裁判所はまさに少年等の更生と共同体への再統合の実現をその使命とする機関であるために、そこでは第1に少年司法の目的と福祉原理が直接的に当てはまるとともに、第2にプライバシー権の観念が人権のもつ立法・行政への統制力によりこれらの実効性を担保するという形で、推知報道規制を支持する上記の3つの原理がそのまま妥当することになる。同条に基づく強力な報道規制の効力は、これらのすべてを後ろ盾とすることではじめて成り立つものといえよう。

これに対して、同法39条の場合はどうか。同法49条の場合と異なり、そこで事件を管轄するのは青少年裁判所ではなく通常の刑事裁判所である。したがって、同法39条の適用場面においては——犯罪事実の認定を前提とすれば——成人の刑事事件と同様に応報（retribution）および犯罪予防（deterrence）（特別予防・一般予防）が手続の主要な目的となり⁷⁹⁾、事件が青少年裁判所に係属する場合に比べて少年等の更生や再統合などの少年司法

の使命となる目的は——なお存続しつつも——福祉原理とともに後退を免れないことになる。その一方で、*R v Winchester CC ex p B*判決および*R v ACC*判決により言及された推知報道——とりわけ実名報道——に伴う抑止力が導く一般予防効果と、報道を通じた被告人の同定と身元情報の公開がもたらす「危険な犯罪者からの公衆の保護」⁸⁰⁾というそれ自体重要な公共的価値を後ろ盾に台頭することになるのが、メディアの報道の自由である。同条を巡る利益衡量においては、このようにして報道の自由とそれに伴う公共性が大きな比重を獲得する一方、これに対抗する原理の側においては、少年司法の目的や福祉原理に与えられる重みが縮小する中で重要性を相対的に高める子どもないし少年の人権が、報道の自由との対立の矢面に立つことになる。

そこで浮かび上がるのが、少年等の人権の報道の自由に対する対抗力の限界という問題である。既述のとおり、少年等の人権の中でもここで中心となるのはヨーロッパ人権条約（1998年人権法）8条や北京ルールズ8条等に規定されるプライバシー権——とりわけ刑事手続に付された子どものプライバシー権——であるが、同条約（同法）10条2項の規定内容からも明らかのように、このプライバシー権が少年等の刑事手続の中でいかに重要な価値をもつものであれ、その保障が他人の報道活動と衝突する場合には、他の国際人権と同様に報道の自由との衡量に服することになる。

では、両者の衡量はどのような基準の下で行われるべきか。この問題を考える上で注目されるのが、*Venables and another v News Group Newspapers Ltd and others*判決⁸¹⁾（以下「*Venables*判決」という。）である。同判決の事案は、2人の「子ども」（当時10歳）により幼児（当時2歳）が誘拐された上、残虐な方法で殺害された事件（いわゆるジェームズ・バルガー事件）の犯人らが、同事件に関する有罪判決およびこれに基づく8年間の最低服役期間（*tariff*）⁸²⁾を経て釈放されるのを機に、3つの主要な報道機関を被告として、①収監期間の間に生じた容貌の変化、②釈放の際に与えられる新たな身分、③居住地および④収監時代に関するすべての特定情報に関する報道の差止（*injunction*）を求めたというものである。ここで重要なことは、本件の背景

をなすジェームズ・バルガー事件は確かに原告らが「子ども」の時に引き起こした事件であるものの、本件の申立は彼らが既に成年（18歳）に達した後に行われたものであるために、彼らは通常の少年事件と異なり、1933年子ども及び少年法の規定以外の根拠——人権論——に基づいて差止請求を正当化するための立論を構成しなけりばならなかつたという点である⁸³⁾。このため本判決は、まさに報道の自由と犯罪事実の秘匿の利益を基礎づける人権との衡量の問題について裁判所がいかなる基準を適用すべきかを明らかにするものとなる、といえよう。

この点、本件において原告らの請求を基礎づける人権は複数の条項にまたがるものであつたが、その中にはもちろん彼らのプライバシー権（ヨーロッパ人権条約（1998年人権法）8条）が含まれてゐた。しかしながら、本判決は結論において原告らの請求を認容したものの、その主要な論拠はプライバシー権ではなく他の人権条項に求められてゐる。

同判決が請求の当否を判断する上で導出した規範とは、推知報道によって原告らの生命が侵害され、あるいは身体への加害が生じる高度の蓋然性が認められる場合には差止請求が認容されうる、というものである。この規範の内容が示唆するように、同判決が本件の解決を導くに当たって依拠した人権は「生命に対する権利」(同条約（同法）2条)であり、プライバシー権に与えられた位置づけは二次的なものにとどまつてゐる。同判決を執筆したエリザベス・バトラー＝スロス判事は、原告らの身元情報の報道により、彼らのかつての犯行にいまだ激しい憎悪の念を抱く人びとの手によって彼らの生命が侵害され、あるいは身体が加害される危険性が優に認められるとの事実認定に基づき、裁判所は原告らの生命に対する権利を保護する国家の義務⁸⁴⁾の観点から報道の差止請求を認容すべきであるとの判断を下す一方で、報道によるプライバシー侵害については、それ自体「深刻（serious）」な問題であるとしつつも、「仮に（プライバシー権を保障する1998年人権法）8条の違反のみが生じうるのだとすれば、本件で報道の差止請求を認容するのが適切であるかどうか確信をもつことができない」と述べて、プライバシー条

項のみに基づく差止請求を承認することへの疑念を表明している。

本件と類似の事案の下で成人による差止請求を認容した判決は、本判決の外にも存在する。たとえば、本件と同じく高等法院が本判決の後に下した *X (a woman formerly known as Mary Bell) and another v O'Brien and others* 判決⁸⁵⁾ や *Callaghan v Independent News and Media Ltd* 判決⁸⁶⁾ がそれに当たる。これらの判決の特徴は、*Venables* 判決と異なり、それぞれの原告らのプライバシー権を直接の根拠として差止請求が認められた点にある。しかし、ここで注意を要するのは、これらの判決においても、差止請求を肯定すべき実質的な理由が、あくまで報道を通じた彼（彼女）らの身元の特定による生命侵害・身体加害の危険性に求められているということである。この点を重視するならば、これらの事案においても——*Venables* 判決と同様に——生命に対する権利が報道の自由との実質的な衡量の対象として位置づけられているとも考えられよう。

しかし、この点をどのように理解するにしても、以上の判例法理による限り、犯罪歴のある成人が自らの推知報道を差し止めるためには「生命侵害・身体加害の高度の蓋然性」の認定を必要とするのであり、これらの事実を含まない裸のプライバシー侵害の主張は法的に無意味なもの（主張自体失当）と判断される可能性が高い。とすれば、プライバシー権が単独で差止請求の根拠となるにせよ、生命に対する権利の補充的な役割に過ぎないものと位置づけられるにせよ、いずれにしても原告は推知報道による「生命侵害・身体加害の高度の蓋然性」を主張立証しなければならない。とはいえ、推知報道によって原告に「生命侵害・身体加害の高度の蓋然性」が生じうるのはごく例外的な場合に限られるため⁸⁷⁾、実際にはほとんどの事案において報道の自由がプライバシーに優越することになる。このように見る限り、プライバシー権がもつ報道の自由への対抗力とは——こと推知報道問題に焦点を当てる限り——極めて脆弱なものといわざるを得ない。

(6) 代替的権利論の必要性——日本への示唆

以上の英国法制の検討から明らかなことは、推知報道規制の根拠を人権保障に求める同国においてすら刑事手続に関わる子どもの匿名性の保護が貫徹されず、一定の場面においては匿名性の利益に報道の公共性が優越する取り扱いが常態化していること、そして、その主因が推知報道の公共性に対するプライバシー権の対抗力の限界に求められるということである⁸⁸⁾。

では、少年の利益保護の観点から推知報道規制を擁護するためには、いかなる解決を図るべきか。規制の根拠としてどのような権利を観念するにせよ、いずれにしても報道の自由との衡量を回避できない以上、その権利は衡量の中で報道の自由がもつ公共性に対抗しうる力を有するものでなければならない。そこで、この衡量に打ち勝つための新たな権利論を提供するものとして注目されるのが、推知報道規制の趣旨を少年に固有の人権としての成長発達権の保障に求める成長発達権保障説である。それでは、成長発達権とはいかなる内実をもつ権利であり、また、この権利が報道の自由に優越することを論証する上で果たしてどのような問題——とりわけ憲法訴訟論上の問題——が存在しうるのか。これらの問題に対する回答を筆者の次の課題として確認することで、本稿の結びとしたい。

-
- 1) 少年法61条「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」。このように条文の文言にはない少年の人権保障を同条の立法趣旨として読み込むべき根拠（加えて、同条が少年の人権保障を図るものであるとしても、その人権がなぜ成長発達権でなければならないのか）を考察することが、本稿において米・英両国の議論状況の比較検討を行う理由である。
 - 2) 大正末期に成立した旧少年法が大陸型に近い法制を前提とするものであったのに

- 対して、現行少年法は米国法の影響を強く受けて成立したものである（丸山雅夫『少年法講義〔第2版〕』（成文堂、2012）6頁を参照）。
- 3) Smith判決の要旨を紹介する先行研究として、葛野尋之「犯罪報道の公共性と少年事件報道」立命館法学271・272号（2000）317頁以下がある。
 - 4) 森田明『未成年者保護法と現代社会〔第2版〕』（有斐閣、2008）78頁を参照。
 - 5) See, DAVID MATZA, DELINQUENCY AND DRIFT (Transaction Pub., 1964) at 5-12. [非行理論研究会訳『漂流する少年：現代の少年非行論』（成文堂、1986）7-17頁].
 - 6) See, Julian W. Mack, *The Juvenile Court*, 23 HARV. L. REV. 104, 107 (1909); Arthur R. Blum, *Disclosing the Identities of Juvenile Felons: Introducing Accountability to Juvenile Justice*, 27 LOY. U. CHI. L.J. 349, 351 (1996).
 - 7) See, Orman W. Ketcham, *The Unfulfilled Promise of the American Juvenile Court*, in MARGARET K. ROSENHEIM (ed.), *JUSTICE FOR THE CHILD: THE JUVENILE COURT IN TRANSITION* 22, 38 (Univ. of Chicago Pr., 1962).
 - 8) See, Julian C. Dixon, *Juvenile Justice in Transision*, 4 PEPPERDINE L. REV. 469, 472 (1977).
 - 9) See, Alan Susmann, *Practitioner's Guide to Changes in Juvenile Law and Procedure*, 14 CRIM L. BULL. 311, 335 (1978); Vickie L. Smith, *Smith v. Daily Mail Publishing Co.: Balancing Rehabilitation and the Publishing of Juvenile Names*, 7 OHIO N.U. L. REV. 148, 155 (1980).
 - 10) See, Susmann, *supra* note 9, at 331-336; Smith, *supra* note 9, at 155-156.
 - 11) See, Richard G. Patric & Timothy T.A. Jenson, *Changes in Rights and Procedures in Juvenile Offense Proceedings*, 14 GONZ. L. REV. 313, 333-335 (1979).
 - 12) *Smith v. Daily Mail Publishing Co.*, 443 U.S. 97 (1979).
 - 13) See, *Smith*, *supra* not 9, at 155.
 - 14) 443 U.S. 97 (1979).
 - 15) *Id.* at 103.
 - 16) *Id.* at 104-105.
 - 17) *Davis v. Alaska*, 415 U.S. 308 (1974). 具体的には、刑事被告人が検察側証人の供述を弾劾するにあたり、当該証人の少年裁判記録を利用することを禁じることは証人対面権を侵害する、との判断が示された。
 - 18) このような解釈は、後掲のGault判決を契機とする、少年裁判所におけるデュー・プロセスの保障に関する連邦最高裁の態度変化に大きく関わっている。この点の詳細は本節5(2)を参照。
 - 19) 実際には被告人らの新聞報道に先立って3つのラジオ放送局が少年の氏名を報じていたことが判決上認定されている。

- 20) ここで指摘した2つの論点の外にも Smith 判決には重要な論点に対する判断が含まれている。同判決が判決主文 (Heldの項目) において言及した判断上の留意点としては、次の2つの問題が存在する (443 U.S. 97 (1979))。1つは同判決の射程であり、これについて同判決は「本判決はもっぱら州の権限について判断するものであり、非公開の審判手続への不法な報道のアクセス、プライバシー、有害な法廷審理前の報道の問題について何ら判断を行うものではない」としている。2つ目は同判決の事案で問題となった州法がいわゆる事前の抑制 (prior restraint) に該当するか否かという問題であり、この点につき同判決は「州法の規制を事前の抑制と見るべきか、それとも適法に入手された真実の情報の報道に対する刑事制裁と見るべきかが問題となり得るが、本判決は、仮に問題の州法が後者であるとしても、その場合に妥当する審査基準を充足し得ないため、この問題は事件解決の手がかりとはならない (not dispositive)」と述べて、この問題に対する判断を回避している。
- 21) この匿名性の保護には憲法上の保障が及ばないとする見解として、Danielle R. Oddo, Note, *Removing Confidentiality Protections and the "Get Tough" Rhetoric: What has Gone Wrong with the Juvenile Justice System?*, 18 B.C. THIRD WORLD L.J. 105, 175 (1998).
- 22) Blum, *supra* note 6, at 376.
- 23) Landmark Communications, Inc. v. Virginia, 435 U.S. 829 (1978).
- 24) Cox Broadcasting Corporation v. Cohn, 420 U.S. 469 (1975).
- 25) Oklahoma Publishing Co. v. District Court, 430 U.S. 308 (1977).
- 26) 443 U.S. 102 (1979).
- 27) 3つの先例の中でも、Oklahoma Publishing 判決においては Smith 判決と同様に犯罪少年の身元情報の報道行為を処罰する州法の合憲性が問題となったが、本文中にも指摘のとおり、前者の判決は罰則を定めた州法が「事前の抑制」に該当するとの判断の下で同法理を適用する形で結論が導出されている。脚注20で述べたとおり、Smith 判決においては問題となった州法が「事前の抑制」に該当するか否かの判断が回避されており、憲法上の権利としての報道の自由と犯罪少年の匿名性の保護に関わる利益との衡量が正面から行われている。この点において、両者は事案および判断構造を異にしている。
- 28) 443 U.S. 103 (1979).
- 29) James M. Hilmert, *The Supreme Court Takes on the First Amendment Privacy Conflict and Stumbles: Bartnicki v. Vopper, the Wiretapping Act, and the Notion of Unlawfully Obtained Information*, 77 IND. L.J. 639, 640 (2002).
- 30) たとえば Smith 判決の直後に下された People v. Denver Publishing Co., 597 P.2d 1038 (Colo. 1979) は、Smith 判決と同種の事案において、同判決が述べた「真実かつ適法に入手された情報の報道を禁止または抑制する制定法や判決が違憲審

査基準を充足することはほとんどない」との解釈を踏襲しつつ、同判決に追従する結論を下した。

- 31) See, Blum, *supra* note 6, at 377-380.
- 32) See, Leila R. Siddiky, *Keep the Court Room Doors Closed so the Doors of Opportunity Can Remain Open An Argument for Maintaining Privacy in the Juvenile Justice System*, 55 HOWARD L.J. 205, 228 (2011).
- 33) プライバシー権は、はじめに私人間における不法行為法上の権利として確立した後、Griswold判決 (Griswold v. Connecticut., 381 U.S. 479 (1965)) において憲法上の権利としての地位を獲得した。
- 34) See, Siddiky, *supra* note 32, at 224.
- 35) See, *Carey v. Population Servs. Int'l*, 431 U.S. 678 (1977).
- 36) See, *Bellotti v. Baird*, 443 U.S. 622 (1979).
- 37) 現在までのところ、連邦最高裁は子どもが情報プライバシー権 (the right to informational privacy) をもつか否かについての判断を行っていない (See, Siddiky *supra* note 32, at 224.)。しかしながら、後述のGault判決に現れた判例の態度を踏まえるならば、将来においても「匿名性の保護を求める利益」がプライバシー権としての承認を得られる可能性は極めて低いと言えるだろう。
- 38) *In re Gault*, 387 U.S. 1 (1967).
- 39) *Id.* at 24. 具体的には、少年裁判所の手続に付された少年の秘密の保護に関する「制定法の制約事項はほとんどの場合において裁判記録のみにしか適用されず、それについてさえ、多くの裁判所がFBIや軍部に対して日常的に情報を提供していることが明らかである」と指摘されている。
- 40) 「レトリック」に過ぎない匿名性保護の運用の根拠をプライバシー権に求めることは、子どものプライバシー権の内実の更なる希薄化に繋がらうだろう。
- 41) *Kent v. United States*, 383 U.S. 541 (1966).
- 42) 青野篤「アメリカ少年司法と合衆国憲法修正1条 (1)」大分大学経済学会経済論集59巻4・5号 (2008) 121頁を参照。
- 43) 森田明・前掲脚注4・84-86頁を参照。
- 44) Blum, *supra* note 6, at 373.
- 45) Siddiky, *supra* note 32, at 210.
- 46) See, DEAN J. CHAMPION, *JUVENILE JUSTICE SYSTEM: THE DELINQUENCY, PROCESSING, AND THE LAW* 7TH ED. (Prentice Hall, 2011) at 54-56.
- 47) See, e.g., Paul R. Kfoury, *Confidentiality and the Juvenile Offender*, 17 NEW ENG. J. ON CRIM. & CIV. CONFINEMENT 55, 57 (1991).
- 48) なお、Smith判決の事案で問題となったのは新聞報道を禁止し違反行為に刑事罰を予定する州法の合憲性であり、報道行為によって実名を報じられた少年自身は、訴訟当事者として自らの人権侵害を主張立証すべき立場にはない。したがって、

仮に当該州法の立法趣旨に少年の人権保障を含めるとしても、それは州による当該人権に対する保護義務という形をとることになる。

- 49) 被疑事実が謀殺罪等の一定の重大犯罪に及ぶ場合または成人とともに共同被告人として起訴された場合、事件は青少年裁判所ではなく刑事法院 (Crown Court) または治安判事裁判所 (magistrate's court) に係属し、成人と同様の手続で裁判が実施される。1933年青少年法39条において青少年の被告人に関する推知報道が原則として自由とされるのは、成人と同様の手続が及ぶことによる当然の帰結として説明される。一般に報道の自由と法廷の公開原則が妥当する法制度全体の見地からすれば、むしろ被告人が少年等であることを理由に推知情報の報道を禁じる同法49条こそが例外的な存在であることに注意しなければならない。しかし、少年等の匿名性の保護の帰趨がこうした手続の人為的な区分によって左右されることについては、とりわけ人権論の観点から問題を生じよう (この点については本節5を参照)。
- 50) See, *R v CCC ex p W, B and C* [2001] 1 Cr. App R (2); see also, *T v DPP and North East Press* [2003] EWHC 2408 Admin.
- 51) 事件が家庭裁判所の決定により検察官に送致 (逆送) された場合、事件が少年の刑事事件として起訴され、通常の刑事裁判手続によって扱われることにより、非公開での審理運営 (少年法22条) が認められず公開法廷での審理を余儀なくされるなど少年の匿名性は一定の譲歩を強いられるものの、このような場合においても、少年法61条の規定は刑事訴訟に関する特別法としてなお一般規定に優先して適用されうる (丸山雅夫・前掲脚注2・339頁を参照)。
- 52) See, CPS, "Reporting Restrictions - Children and Young People as Victims, Witness and defendants," The Crown Prosecution Service, http://www.cps.gov.uk/legal/p_to_r/reporting_restrictions (accessed Sept. 15, 2015). 例外則を適用するための具体的な要件は後に検討する。
- 53) もっとも、同条の文言にかかわらず、同条は矯正施設に収容された少年に準用されている外、捜査段階においても少年の同一性情報の不開示を内容とする運用が確立されている (丸山雅夫・前掲脚注2・50-51頁を参照)。
- 54) 具体的には、18歳未満の犯罪被害者と証人が含まれる。See, Di Hart, "What's in a name? - The identification of children in trouble with the law," Standing Committee for Youth Justice, http://scyj.org.uk/wp-content/uploads/2014/05/Whats-in-a-Name-FINAL-WEB_VERSION_V3.pdf (accessed Sept. 15, 2015) at 8.
- 55) 旧少年法74は少年事件に関する事項の出版物への掲載を禁じた上で、違反行為に対して1年以下の懲役または千円以下の罰金による処罰を定めていたが、現行少年法61条は保護対象となる情報を少年事件に関する事項一般から少年の同一性推知情報に縮減しつつ、更に罰則規定を除外したものである。

- 56) 1993年青少年法49条9項および同法39条2項に規定される罰金の法定刑（5000ポンド以下）は、1991年刑事司法法（Criminal Justice Act 1991）17条1項が定める罰金基準表（standard scale of fines）の中でも最高度の水準（level 5）に該当するものである。
- 57) 成文憲法をもたない同国では、1998年人権法（Human Rights Act 1998）10条が表現の自由の実定法上の根拠となる。なお、同法はヨーロッパ人権条約の国内法化を目的として制定されたものである。
- 58) 以下、*See*, SCYJ, “SCYJ briefing: Anonymity for children in court and the Criminal Justice and Courts Bill - Amendments 122A & 139,” Standing Committee for Youth Justice, <http://scyj.org.uk/wp-content/uploads/2014/10/Anonymity-amendments-122A-139-Criminal-Justice-and-Courts-Bill-Report-Stage-1.pdf> (accessed Sept. 15, 2015); *see also*, CPS, *supra* note 52.
- 59) ラベリングの回避を推知報道規制の「もっとも有力な論拠」と位置づける文献として、W.E.カベナー [乗原洋子訳]『イギリス少年裁判所—児童と法律』（日本評論社、1993）149-151頁。
- 60) 脚注57で触れたとおり、これらの条約等のうちとくにヨーロッパ人権条約は1998年人権法として国内法化されており、同条約上の人権保障条項は直接的には同法によって執行される形をとる。
- 61) 具体的には、犯罪の嫌疑を受け刑事訴追された青少年が無罪判決を獲得したにもかかわらず、同条に基づく規制により、その事実の報道を通じて彼（彼女）の名誉の回復を図ることが阻害される場合等が考えられる。*See*, Hart, *supra* note 54, at 14.
- 62) *See, id.*
- 63) 同項(a)-(e)および同条4B項を参照。
- 64) CPS, *supra* note 52.
- 65) [2001] EMLR 127.
- 66) *Id.* at [78]. 段落番号はLexis.com Japn (<http://www.lexisnexis.com/jp>) 掲載の判決文による。
- 67) *Id.*
- 68) *Id.*
- 69) [2005] EWHC 3410 (Admin).
- 70) *Id.* at [18]. 段落はBAILII (<http://www.bailii.org>) 掲載の判決文による（以下同じ）。
- 71) 同項は、「これまでに裁判所の命令による許可を受けている場合を除き」、「裁判所は…いかなる新聞も…（青少年の身元を）明らかにしてはならず（a）」、又は「新聞紙において…（手続に関わる青少年の）いかなる写真も公開されてはならない（b）」ことを「命じることができる（may direct）」と規定するにとどまる。
- 72) [2000] 1 Cr. App. R. 11. 以下に掲げる各原理は *R(A) v St Albans Crown Court ex*

*parte T*判決 ([2002] EWHC 1129) および *R (on the application of Y) v Aylesbury Crown Court, CPS, Newsquest Media Group Limited*判決 ([2012] EWHC 1140 (Admin)) の各判決により承認・援用されている。

- 73) See, CPS, *supra* note 52.
- 74) その帰結として、同判決は、裁判所が比較衡量を行った結果、報道規制を支持する要素と氏名の公表を支持する要素が均衡するならば、裁判所は報道禁止命令を発令すべきであると判示する。
- 75) したがって、同判決が述べるように、同命令を求める青少年がいかに若年であろうとも、それだけで同条約10条の条件を満たすことはできず、規制の発動を正当化することはできないことになる。
- 76) See, CPS, *supra* note 52.
- 77) Hart, *supra* note 54, at 15.
- 78) See, *id.* 通常、命令の解除はメディア側の申立を契機として行われることになる。
- 79) See, e.g., ALAN NORRIE, CRIME, REASON AND HISTORY: A CRITICAL INTRODUCTION TO CRIMINAL LAW 3RD ED. (Cambridge Univ. Pre., 2014). なお、S.W.スチュアート [大谷實・熊谷丞佑訳]『現代イギリス刑法—その基本原理と改革の動向』(成文堂、1974) 35頁以下も参照。
- 80) Hart, *supra* note 54, at 19.
- 81) [2001] 1 All ER 908.
- 82) 同事件の被告人らの最低服役期間については、モーランド判事の判断において8年と定められた同期間が、犯人らを激しく憎悪する世論の圧力を背景に、テイラー大法官により10年、さらに内務大臣の決定によって15年間と伸長された後、国務大臣という行政機関による最低服役期間の変更を非難するとともに、同事件の手續における「公正な裁判を受ける権利」の保障(ヨーロッパ人権条約6条1項)の欠缺を指摘するヨーロッパ人権裁判所の判断を受けて、ウルフ大法官がこれを再び8年間に短縮したという経緯が存在する。なお、本件は事案の重大性ゆえに青少年裁判所ではなく刑事法院に係属した上で、成人と同様の手續の下で審理が遂行された。
- 83) なお、本件の申立に至るまでの推知報道規制の状況については、事件が刑事法院に係属した当初に1933年青少年法39条に基づき報道禁止命令が発令されたものの、その後判決の言渡しに先立ち、「年少の子どもによる犯罪行為についての詳細な情報に基づく公共の討議が求められているため、2人の少年の家族、生活様式、教育および被告人らの振る舞いに対して暴力的なビデオが与えた影響に関する背景事情が公表されるべきである」との理由に基づいて、被告人らの氏名および経歴に関する情報の報道についてのみ同命令の効力が解除されていた。
- 84) ヨーロッパ人権条約は原則として国家と個人の間を定めるものであるが、ヨーロッパ人権裁判所はドイツ憲法上の概念である「第三者効(Drittwirkung)」に着

想を得つつ、条約上の一定の権利に関して条約上の権利侵害から個人を保護する国家の積極的義務を導く「水平的効果 (horizontal effect)」を認める解釈を行っている (F.スュードル[建石真公子訳]『ヨーロッパ人権条約』(有信堂、1997) 43-44頁を参照)。

- 85) [2003] All ER (D) 282 (May).
- 86) [2009] NIQB 1.
- 87) 実際に、この種の事案で差止請求が肯定された事例は、本文に挙げた判決の外ごく少数の事例に限られている。
- 88) 同様の問題は、判例上、犯罪少年の匿名性の利益を少年の名誉・プライバシー権に求める見解が確立しつつある日本法にも当てはまる (少年法61条違反の認定を回避しつつ、同条とは無関係に名誉・プライバシー侵害の一般的な枠組みの下での判断を下したものとして最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁 (長良川リンチ殺害事件報道事件上告審判決)。少年法61条の保護法益を名誉・プライバシー権に求める解釈を行いつつ、個別的利益衡量の枠組みに基づく判断を行うものとして広島高判平成25年5月30日判時2202号28頁 (光市母子殺害事件報道事件控訴審判決)。